

衆議院法務委員会ニュース

平成 23.6.15 第 177 回国会第 16 号

6 月 15 日（水）、第 16 回の委員会が開かれました。

- 1 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案起草の件
- ・辻恵君外 1 名（民主）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者階猛君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・提出者辻恵君（民主）及び階猛君（民主）並びに江田法務大臣、尾立財務大臣政務官及び政府参考人に対し発言がありました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決めました。
（賛成 - 民主、自民、公明、日本、国守、横条勝仁君）

（発言者及び主な発言内容）

大口善徳君（公明）

- ・未曾有の災害なのだから、相続の熟慮期間を伸長するための法案は、閣法として提出すべきだったと思うが、なぜ提出しなかったのか、法務大臣に伺いたい。
- ・本案による相続の熟慮期間の伸長の適用要件としての住所の認定について、住民票の所在地と民法第 22 条及び第 23 条との関係について、起草案提案者の所見を伺いたい。
- ・適用対象を平成 22 年 12 月 11 日以後に相続の開始があったことを知ったものとした理由及び熟慮期間の伸長を平成 23 年 11 月 30 日までとした理由について、起草案提案者に伺いたい。
- ・熟慮期間経過後、本案の施行前に、熟慮期間経過のため相続放棄することができないと思い、相続人が法定単純承認に相当する行為をした場合、本案成立後に錯誤無効の主張をできるか、起草案提案者及び法務大臣に所見を伺いたい。

桑原功君（民主）

- ・本案により熟慮期間が延長される前に、民法第 915 条ただし書により熟慮期間が伸長され、その伸長後の熟慮期間の末日が平成 23 年 11 月 30 日よりも前である場合はどう扱われるのか、また、同日よりも後である場合はどうなるのか、起草案提案者の見解を伺いたい。
- ・被災者が未成年者であり、その法定代理人が不存在の場合にどのような配慮が考えられるのか、起草案提案者の見解を伺いたい。
- ・本案の内容を周知するためにどのような取組を考えているのか、法務大臣の見解を伺いたい。

柴山昌彦君（自民）

- ・東日本大震災を起因とする多数の相続人以外に、震災前

に既に相続が発生し、相続放棄の熟慮期間である 3 か月の経過が震災発生日まであと 1 日であった相続人についても、熟慮期間の延長を一律に適用することの是非について、起草案提案者の所見を伺いたい。

- ・民法の時効の停止制度のように、震災の前後を問わず、震災発生日から一定の日まで一律に熟慮期間の残存期間の進行を停止させる方法等の検討の是非について、起草案提案者に伺いたい。
- ・災害等やむを得ない理由により、国税関係法律に基づく申告、届出やその他書類の提出等が不可能な場合に当該期限を政令により延長できると規定する国税通則法第 11 条の今回の適用状況と、相続の熟慮期間延長との均衡について、財務大臣政務官に伺いたい。
- ・熟慮期間延長の対象となる被災者の住所の認定及びその確認方法について、起草案提案者に伺いたい。

城内実君（国守）

- ・熟慮期間を立法によって一律に自動的に伸長してしまうと、共同相続者が被災地以外に居住している場合に適用除外となり不利益が生じ、また、債権者の利益を害するものとして憲法第 29 条の財産権の侵害にあたるのではないかと意見に対して、起草案提案者の見解を伺いたい。
- ・現行法の枠内で弾力的に運用を認めることで対処できると思うが、昨年 12 月 11 日に相続開始した者にまで遡って適用することの合理的理由について、起草案提案者の見解を伺いたい。
- ・本案は、既に 3 か月という期間を経過している場合にも遡って延長するものであるが、憲法第 39 条との関係について、起草案提案者の見解を伺いたい。